

国民健康保険に加入している皆さんへ

1 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新申請をお忘れなく

申請に基づいて交付されている「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、平成20年7月31日が有効期限となっていました。継続して交付をご希望の方は、以下の書類等を持参のうえ、8月中旬に町民課の窓口へ申請してください。なお、9月以降に申請をされた場合は、認定日は申請月の1日からとなりますので、ご注意ください。

持参するもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・印鑑
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証（7月31日で有効期限が切れたもの）

○限度額適用・標準負担額減額認定証を受けると：

国民健康保険では、医療費について、世帯の所得状況等に応じて同月内の自己負担限度額が設けられています。入院の際、あらかじめ交付を受けた限度額適用認定証を医療機関の窓口に提示すると、自己負担限度額のみの支払いとなります。なお、国民健康保険税に滞納がある世帯には認定証が交付されない場合があります。

○限度額適用認定証（町民税非課税世帯にのみ交付されます）

年金あれこれ

老齢基礎年金を受けるためには…

①～⑤の合計期間が25年以上必要です

- ①国民年金保険料を納めた期間
 - ②国民年金保険料の全額免除や多段階免除^{※1}、若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間
 - ③第3号被保険者期間
 - ④厚生年金、共済組合加入の期間
 - ⑤任意加入できる方が任意加入しなかつた期間（カラ期間^{※2}）
- *1一部免除の承認を受けた月でも残額の保険料を納めない月は未納期間となります。
- *2年金を受けるための資格期間（25年以上）に数えますが、年金額には反映しない期間のこと

原則として65歳から受けられます

例外として「繰上げ請求」と「繰下げ請求」の制度があります。

繰上げ請求：希望すれば60歳からでも減額された年金を受けられる制度です。ただし、障害基礎年金の請求をすることができない、寡婦年金が受け取れないなどの給付制限があります。

受け取るための手続き

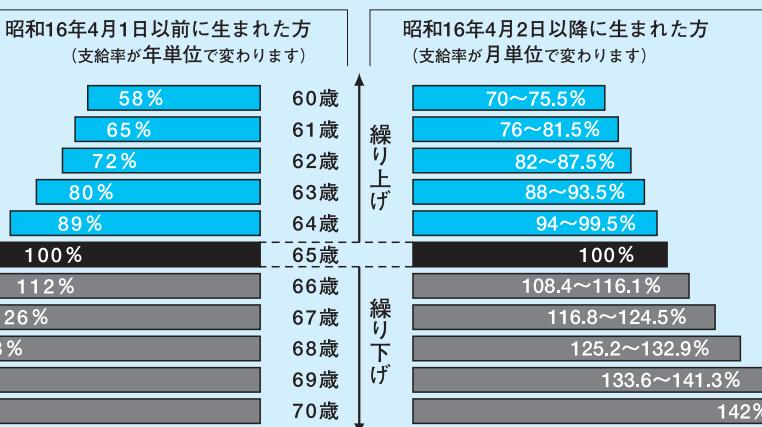
- ・国民年金の第1号被保険者期間のみの方→町民課
- ・右記以外の方（第3号被保険者期間を有する方や厚生年金の加入期間のある方）→社会保険事務所

附加年金額（年額）×付加保険料を納めた月数

加入可能年数（40年間）保険料を納めると、年額792、100円です（平成20年度）。

※附加保険料を納めた方には、老齢基礎年金に次の額が加算されます。

付加年金額（年額）×付加保険料を納めた月数



『男糞クリーン広場』
皆さんご利用ください！

汚泥再生処理センター内広場の愛称が決定しました！

本誌5月号で汚泥再生処理センター内広場の愛称を募集したところ、10作品の応募をいただきました。厳正なる選考の結果、愛称は『男糞クリーン広場』に決定しました。皆さんのご利用をお待ちしています。



2 四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等の購入費用に保険が適用になりました

町民税非課税世帯等の方は、医療機関の窓口で標準負担額減額認定証を提示することで、入院時の食事代が減額されます。

平成20年4月1日以降、医師の指示に基づき購入する、四肢のリンパ浮腫治療のために必要な弾性着衣等が療養費の支給対象になりました。該当すると思われる方は町民課へご相談ください。

○支給対象となる疾病

- ・リンパ節郭清術を伴う悪性腫瘍の術後に発生する四肢のリンパ浮腫
- ・具体的には以下のような疾患です。
- ・悪性黒色腫
- ・乳腺をはじめとする腋窩部のリンパ節郭清を伴う悪性腫瘍
- ・子宮悪性腫瘍
- ・子宮附属器悪性腫瘍
- ・前立腺悪性腫瘍および膀胱をはじめとする泌尿器系の骨盤内のリンパ節郭清を伴う悪性腫瘍

着圧が30mmHg以上（医師の判断により特別の指示がある場合は20mmHgでも可）の弾性着衣とし、一度に購入する数は、2着（2組）を限度とします。

※前回購入から6ヵ月経過後の再購入であれば、療養費の支給対象となります。

○支給額

次の金額を上限とし、購入費用の範囲内とします

○申請に必要な書類	弹性ストッキング	弹性スリーブ	弹性包帯
①医師の弾性着衣等の装着指示書（装着部位、手術日等が明記されたもの）	上肢 25、000円	16、000円	15、000円
②弾性着衣等を購入した際の領収書または費用の額を証する書類	下肢 14、000円	000円	000円

ご協力ください！ 国民健康保険税申告書の提出

国民健康保険税の軽減のためには、世帯主と加入者（被保険者）全員について、所得の申告が必要です。

前年の世帯の所得合計額が一定基準以下のときは、保険税の均等割・平等割が軽減（6割または4割）されます。

世帯の所得により判定しますので、住民税がかからない世帯であっても未申告であると、保険税が確定できないだけでなく、軽減の判定もできませんのでご注意ください。

確定申告書、町県民税申告書、給与支払報告書または公的年金支払報告書のいずれも提出していない人がいる世帯には、「国民健康保険税申告書」を8月中旬にお送りしますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ／税務課（☎581・2121内線154～156）へ。

問い合わせ／町民課（☎581・2121内線107）へ。
○申請に必要な書類
①医師の弾性着衣等の装着指示書（装着部位、手術日等が明記されたもの）
②弾性着衣等を購入した際の領収書または費用の額を証する書類